

くろつち便り

内容：退職者を励まし送る会／私の健康法
友の会グラウンドゴルフ大会
脱原発集会／高浜原発差し止め／今後の日程

高浜原発に停止命令

3月9日、大津地裁が画期的な判断を示しました。争点1では、日本初の原発訴訟、伊方原発訴訟最高裁判決（平成4年一住民側敗訴。その時の判事は後に東芝に天下り）を逆手に取り、安全性の立証責任は被告電力側にあるとしています。その他、争点2（過酷事故対策）、争点3（耐震性能）、争点4（津波に対する安全性能）、争点5（テロ対策）、争点6（避難計画）、争点7（保全の必要性）など、決定文は50数ページに及びます。

特に、福島事故の原因究明が未だなされていないことを指摘、従って「そもそも新規策定に向かう姿勢に非常に不安を覚えるものといわざるを得ない」と、新規基準にも疑問を投げかけています。

【東京新聞】社説より抜粋

「関西電力高浜3、4号機の安全性は不十分だからと、国民の命を守る司法からの重いメッセージと受け止めたい。」

「3・11から五年を前に、司法の良識を見たようである。住民の安堵の声も聞こえてくるようだ。」

「よみがえった人格権」

「大津地裁の決定は、高浜原発3、4

号機が、そもそも危険な存在だという前提に立つ。その上で、最大の争点とされた基準地震動（耐震設計の目安となる最大の揺れ）に危惧すべき点があり、津波対策や避難計画についても疑問が残るとし、住民の「人格権」が侵害される恐れが高い、と判断した。」

「効率より安全、経済より命。憲法が保障する人格権に基づいて住民を守るという基本への回帰。司法の常識が働いた。」

【川内訴訟原告団・弁護団の声明】抜粋

「改めて原発の危険性について警鐘を鳴らした」

「現に稼働中の原発の差し止めを命ずるものであり、司法の観点から原発の稼働に必要な安全性をいかに考えるかについて判断した非常に重要な意義を有する決定である」

「（地裁が指摘した問題点は）津波に関する問題点を除いては、全て川内原発1・2号機にも当てはまる問題点である」

「福岡高裁宮崎支部においても、大津地裁と同様、国の原発行政に盲従せず、人権の最後の砦たる司法の責任として、福島第1原発事故後の原発の危険性を直視し、市民の安全を確保するために、川内原発1・2号機の差し止めを命じるものと確信している」



3.13 ストップ川内原発！かぶしまパレード

3月13日、中央駅東口広場で表題の集会があり、各地から約2000人ぐらい、肝属からも、くろつち会を中心に多くの仲間が参加して、再稼働反対を訴えてきました。



戦争法廃止・憲法改悪反対の闘い **テープ街宣・マイク街宣の準備が整いました。
協力できる方は、竹下までご連絡ください。(TEL 080-2723-3619)

退職者を励まし送る会



2月27日、「退職者を励まし送る会」が行われました。

「3月31日が待ち遠しい」

「退職したらゆっくり買い物をしてみたい」

などなど、お一人お一人の挨拶の中で共通していることは、どこかに安堵感が感じられるところでした。



他支部での退職予定者を含め、既に「くろつち会」へ加入届を出しておられる方もいるようですが、まだ少ないそうです。

ご存じでしたら、ぜひ加入への声かけを！！

私の健康法

木浦幸男

※この3月で数え年85才になります。会員の皆様、如何お過ごしですか。

体調不良（視力低下・便通不調 他）や、快調気味、少し書いてみました

- 一、寝ている時も常時体を動かす（例：びんぼうゆすりは特効薬？）
- 二、食べ、飲み過ぎは絶対禁物（飲み物は下痢しやすい）
- 三、飲み薬常時出す医師、あまり出さない医師あり。良い医師ほど薬を出さない・・・その記事を見たことがある。
- 四、必要上寝ず居座せず絶えず体を動かす（部屋の中でも）
- 五、食べ物は可能な限り良くかむ（どろどろ溶けるまで、ゆっくりと）
- 六、子どもの遊びをする（手ゴマ回し等指先を使う）
- 七、その他、足指先で歩く等

木浦さん、寄稿、有り難うございました。

↓ 3 / 4 脱原発集会



友の会グラウンドゴルフ大会

3月16日好天気の中、労金友の会グラウンドゴルフ大会が行われました。参加者140名あまりで、くろつち会からは十数名の参加でした。

結果は 8位 桐原好昭さん
14位 神田昌信さん
の他、古川浩二さん、大窪春子さんも好成績でした。



今後の日程

- 4月1日(金)脱原発集会 18:00 ~
- 4月17日 鹿児島市議会議員選投票
森山清美の当選を期す!
- 5月8日(日)くろつち会総会
- 5月14~15日 ハンセン病市民学会